

## (仮称) 富士市こどもの権利条例策定に向けた取組について

### 1 柱とする取組

- (1) 啓発・周知活動
- (2) アンケートの実施
- (3) 子ども及び市民からの意見聴取
- (4) パブリック・コメントの実施

### 2 取組内容

#### (1) 啓発・周知活動

- 子どもの権利の視点を大切にするという本市の基本姿勢を示す。
- 条例の制定に向けて取り組んでいることを周知する。
- 社会全体で子どもの権利について考え・学ぶきっかけづくりを行う。

具体的な取組	実施時期
① 市ウェブサイト内に「子どもの権利」ページを設置	令和2年10月から通年
② SNSを活用した専用アカウントの開設	令和2年10月から通年
③ 啓発用チラシの作成・配布 (仮称) 子どもの権利通信(かわら版)の作成・配布	Vol.1は令和2年12月に作成
④ 街頭啓発活動の実施(大型商業施設)	未定
⑤ 「はぐくむF U J I」季刊誌版での特集コーナー設置	令和2年11月5日号
⑥ 啓発動画(CM)を作成しYouTube等にアップ (ユーチューバー育成講座の開催)	令和3年4月から通年

#### (2) アンケートの実施

- 家庭や学校における子どもたちの思いや、子どもを支え、関わる大人のから見た子ども像などを幅広く聴く。
- 意見等を踏まえ、条例に反映するとともに、今後の子ども施策に落とし込む。

具体的な取組	実施時期
① アンケートの実施	令和元年10月～12月
② 静岡電子申請サービスを利用した簡易アンケートの実施 (自由意見の受付)	令和2年9月から通年
③ 街頭における啓発を兼ねた簡易アンケートの実施	未定
④ 不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる「合同相談会」での簡易アンケートの実施	青少年相談センター： 令和2年9月5日

### (3) 子ども及び市民からの意見聴取

- 当事者である子どもや市民の多様な意見を条例に反映させるため、条例策定の段階において子ども及び市民の参加の機会を積極的に設ける。
- アンケート調査では把握しきれない、子どもの率直な声を聴く。
- 普段、意見が届きにくい不登校などの子どもの心の叫びを聴く。
- 不登校や非行、障害を持つ子どもを支え、携わる大人の意見を聴く。
- 意見等を踏まえ、条例に反映するとともに、今後の子ども施策に落とし込む。

#### 【フリートーク形式】

担当職員がファシリテーター役を務め、柔らかい雰囲気の中で意見を聴きだす。

対象	実施時期
① 児童館（小学校高学年、中学生、高校生）	令和2年8月から実施中
② 放課後児童クラブ	令和2年11月から随時
③ 在留外国人、親の国籍が日本以外の子ども	随時
④ ステップスクール・ふじ	随時
⑤ 若者相談窓口 ココカラ	随時
⑥ 地区ジュニアリーダー	随時

#### 【ワークショップ形式（子どもによる開催）】

市内高等学校の新聞部や有志団体に、子どもの権利に関するテーマについて、子どもたち自身に話し合ってもらい、意見や提案を求め、記事に起こしてもらおう。  
→ 市は、広報誌やかわら版等で取組内容を紹介する。

対象	実施時期
① 市内高等学校の部活（新聞部など）	随時
② ラジオエフ部	随時

#### 【インタビュー形式】

担当職員が施設に赴き、インタビュー形式にて対象者から意見を聴きだす。

対象者	実施時期
① 子どもの居場所に通う子ども及び運営者等	随時
② 若者相談窓口 ココカラ相談者及び相談員	随時
③ 児童養護施設の子ども及び職員	随時
④ 児童相談所職員	随時
⑤ 不登校や引きこもりを考える親たちの会	随時
⑥ 放課後等デイサービスの子ども及び職員	随時

### (4) パブリック・コメントの実施

実施時期：令和3年12月（第3期）